

計画期間

令和2年度～令和12年度

# 家畜排せつ物の利用の 促進を図るための計画

令和3年4月

山梨県

# 目次

前文	1
第1 家畜排せつ物の利用の目標	1
1 現状	1
2 基本的な対応方向	3
3 地域別の具体的方策	4
第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標	7
1 目標設定の基本的な考え方	7
第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項	9
1 技術開発の促進	9
2 情報提供及び指導に係る体制の整備	10
第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項	10
1 消費者や地域住民等の理解の醸成	10
2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化	10

## 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山梨県計画

平成11年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号、以下「法」という。）の施行以降、本県では、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山梨県計画」に基づき、関係機関が連携して計画的な家畜排せつ物処理施設の整備や畜産農家の指導を推進してきた結果、畜産農家において法に基づく管理基準は遵守されている状況となっています。一方、法の施行から20年以上が経過し、施設の老朽化等がすすんでいます。また県内においては堆肥の需給バランスがとれていない地域もあり、引き続き耕種農家との連携を図り、その利用をより一層促進していくことが重要です。

このため、家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組について次に掲げる事項に留意し、県、市町村、農業関係団体、畜産農家、耕種農家等の関係者が一体となって、令和12年度を目標年度として計画的に推進していきます。

### 第1 家畜排せつ物の利用の目標

#### 1 現状

本県の令和元年農業精算額は約985億円のうち、畜産は約137億円で、果樹、野菜に次いで基幹的な部門となっています。

近年では、高齢化や担い手の不足により畜産農家戸数、飼養羽数ともに概ね減少している一方、畜産クラスター事業等を活用した規模拡大に取り組み、1戸あたりの飼養頭羽数は、肉用牛及び養豚を除いて増加しています。（表1）

表1 家畜飼養戸数及び頭羽数

畜種	平成25年度			令和元年度		
	飼養頭羽数 (頭、千羽)	飼養戸数 (戸)	1戸当たり 飼養頭羽数 (頭、千羽)	飼養頭羽数 (頭、千羽)	飼養戸数 (戸)	1戸当たり 飼養頭羽数 (頭、千羽)
乳用牛	3,710	71	52	3,470	56	62
肉用牛	6,180	69	90	5,130	63	81
豚	19,990	24	833	14,230	19	749
採卵鶏	503	28	18	517	26	20
ブロイラー	448	12	37	431	11	39

資料：畜産統計より

#### （1）適正管理

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが、家畜排せつ物の処理において基本となる考え方です。したがって、畜産農家には、処理のために必要な施設の整備や維持・管理を計画的に自ら行っていただくことが必要です。

本県においては、法に基づく管理基準は、全ての適用対象農家において遵守されている状況となっています。

他方で、環境規制への更なる対応の必要性や、混住化の進展等による周辺住民からの苦情の深刻化もあり、臭気の低減対策や汚水の浄化処理対策の強化、高齢化に対応するための作業の省力化が畜産経営の継続のために必要な状況となっています。

## (2) 利用促進

本県における年間の家畜排せつ物発生量は、令和元年度で、約184千トンと推定されますが、このうち、農地還元利用に仕向けられるのが約159千トン、メタン発酵・焼却等のエネルギー利用が約6千トン、浄化処理が約16千トン、その他約3千トンと推定されています。（表2）

表2 家畜排せつ物の堆肥化割合及び仕向先分類 (単位:千t、%)

仕向先	農地還元		エネルギー 利用	浄化処理	その他	合計
		うち 堆肥化				
令和元年 (現状)	159.2	96.9%	6.3	15.9	2.7	184.1
令和12年 (目標)	173.5	97.1%	6.4	16.6	2.8	199.3

資料：畜産統計、家畜保健衛生所調べ

しかし、発生量は地域的に偏在しており、また、堆肥の需要が多い地域でも、情報不足、コストや労力の問題等により十分に利用が進まない場合があります。また、土づくりの促進には、堆肥の適切な利用が不可欠な中で、堆肥の広域流通の重要性が従前より増しています。

また、家畜排せつ物のエネルギー利用については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）が平成24年度から開始されていますが、今後、制度の見直しも予定されています。県内では、富士ヶ嶺バイオセンターにおいてメタン発酵施設を利用した発電を行っていますが、発電量だけでは施設維持に関する電力はまかなえないなど、本県におけるエネルギー利用はまだ進んでいないのが現状です。

## (3) 新たな課題と動き

法の本格施行から約15年が経過し、当時新設された処理施設の老朽化が顕在化しており、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が発生しています。利益を得にくい家畜排せつ物処理施設については、修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保していくことが必要です。

また、肉用牛・酪農生産拡大プロジェクトで、肉用牛・酪農の増頭・増産に取り組むに当たり、併せて増加する家畜排せつ物について利用促進を図ることが重要です。

さらに、耕種農家の土づくりを促進するに当たり、堆肥の適切な利用が不可欠の中、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の改正により堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大しています。

## 2 基本的な対応方向

### (1) 堆肥の利用拡大

土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物は、堆肥化等を通じて可能な限り肥料や土壤改良資材として耕地に還元することが望されます。

加えて、家畜排せつ物を適切に堆肥化してから耕地に還元することにより、家畜排せつ物を未処理のまま耕地に還元する場合と比べ、水分や悪臭が除去され、取り扱いやすくなることに加え、十分に発酵熱を上昇させることで雑草の種子、寄生虫、病原体を死滅させる効果等が期待されます。

堆肥の利用拡大に当たっては、今般の肥料取締法の改正で堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカーとも連携しつつ、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産を進めることが重要となります。

また、土づくりの促進に当たっては、土壤診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に堆肥等を施用することが重要です。

#### ① 堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、まずは自給飼料生産を推進することが重要です。

山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、自給飼料生産を軸にした畜産経営体を育成するとともに、粗飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携に取り組み、堆肥を活用した飼料作物の生産拡大を図る必要があります。特に畜産業が盛んな地域において生産される堆肥の利用推進が一層重要になっています。

また畜産農家等の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があるため、畜産クラスター事業等を活用した省力化機械の導入、地域の事情や防疫面を考慮しつつ、地域の堆肥センターの活用を促進するとともに、コンタラクター、ヘルパー等の外部支援組織の活用を推進します。

#### ② 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりを促進するに当たり、堆肥の適切な利用が不可欠であります。

本県では、果樹生産が盛んで家畜頭羽数少ない地域もあることから、地域の畜産農家、県や市町村、生産者団体等の関係者は互いに協力し、耕種農家等への情報提供をはじめ、耕種農家のニーズ（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、それに対応することが必要です。品質に関するニーズに対応するために、堆肥の成分分析を行った上で、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化を推進します。ペレット化により、輸送の効率化、散布の容易化等の取扱性の向上による付加価値向上が可能ですが、併せてコストを検討することが重要です。こうした取り組みにより、県全域に向けた堆肥の利用拡大や利用の広域化を推進します。

## (2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

飼養規模の拡大により家畜排せつ物の発生量の増大が見込まれるにもかかわらず、堆肥としての利用が進まない地域等においては、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進することにより、家畜排せつ物の適切な処理を確保することが考えられます。この場合、家畜排せつ物を発酵槽や焼却炉において密閉状態で処理することにより臭気の低減につながるほか、エネルギー利用後に発生する副産物の消化液や焼却灰も新たな肥料資源としての活用が見込まれることに加え、畜産農家等の光熱費の低減や売電収入による経営全体の収支の改善が期待されます。

固定価格買取制度については、令和2年度までに制度全体の見直しを行う中にあって、バイオマス発電は、地域で活用される電源であることを前提として、現行の制度が維持される方向性となっています。

家畜排せつ物のエネルギー利用に当たっては、地域によって、接続地点付近の電力系統の容量不足等の課題が残るもの、家畜排せつ物を利用する発電設備は、緊急時を除き、原則として出力制御の対象とせずに、電力系統に接続できるといったルールもあります。

このため、収益性、地域活用電源としての方向性や、電力系統への接続状況等を見極めた上で、増頭に伴う家畜排せつ物の処理コスト増加を相殺するため、固定価格買取制度等の活用による電気、熱等のエネルギー利用を推進するとともに、電力系統の課題を踏まえ、自家消費を含めたエネルギーの地産地消や、電気ではなくガスを直接利用する取組等、新たな経営モデルの確立を推進します。

なお、発電等に伴い発生する熱等のエネルギーの有効利用、副産物の肥料としての活用等については、地域振興にもつながること等から、その推進に当たっては、市町村、生産者団体等と連携しつつ、積極的に関与していきます。

## (3) 畜産環境問題への対応

環境規制に関しては、畜産部局と環境部局と連携し、適正な家畜の飼養管理や施設管理を畜産農家に行っていただくよう常日頃から周知することにより、畜産環境問題の解決に努めます。

また、畜産環境問題の根本的な解決に向けて、県と市町村が連携して主導するかたちで、畜産農家だけでなく地域住民も参加して地域全体で問題解決に取り組む体制を構築し、必要に応じて話し合いの場を設定します。

畜産農家は、適正な家畜の飼養管理や施設管理、施設の密閉性の向上、適切な堆肥化・エネルギー利用等と併せて、畜産環境に係る専門家の助言を参考にしつつ、必要に応じて施設・機械を整備・補修したり、有効な処理技術を導入したりすることにより、臭気対策及び汚水対策を効果的に進めることができます。

家畜排せつ物の適切な処理は、畜産業を営む者自らの責任において行うべきものですが、施設・機械の整備については、融資制度や公共事業を含む国の補助事業や、県及び生産者団体による支援の活用が可能となることもあります。このため、市町村、生産者団体、その他の関係者とともに、地域の実情に応じた整備を関係者全体で検討するよう推進します。

## 3 地域別の具体的方策

本県における家畜排せつ物の地域別発生量は、八ヶ岳南麓地域を含む中北地域が全体の約55%、富士西麓を含む富士東部地域が全体の約38%で、本2地域で約93%を占めています。

表3 地域別家畜排せつ物の発生量

(t)

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	肥育馬	合計	構成比
中北	18,445	34,489	18,905	17,348	12,242	453	101,893	55%
峡南	0	0	1,513	1,539	6,771	0	9,822	5%
峡東	25	122	1,388	141	273	63	2,012	1%
富士東部	39,873	12,623	12,499	4,086	1,187	127	70,396	38%

資料 家畜保健衛生所調べ

### (1) 中北地域

本地域では、草地資源に恵まれている八ヶ岳南麓において、酪農及び肉用牛が営まれており、甲府盆地においては、養豚及び養鶏経営が主体となっています。さらに甲斐市北部では、肥育牛、養鶏等の畜産団地が形成されています。また本地域は、稲作地帯であるとともに、中山間地域では、野菜を中心とした農業が展開されており、地域内での堆肥需要の増加も見込まれます。

また一部畜産農家と住宅地が混在している所もあり、臭気対策の強化が課題となっております。

#### ① 堆肥の利用促進

酪農では、経営内で生産した堆肥を適切に施肥することで、自給飼料生産を推進していきます。

肉用牛や養鶏において稻わらや飼料用米の確保を円滑にすすめ、耕種農家の積極的な堆肥の利用を推進します

堆肥を必要とする耕種農家のニーズ（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、それに対応することで、堆肥の供給を促進します。また、農家の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があるため、地域の堆肥センターの活用を促進するとともに、畜産クラスター事業を活用し、作業の省力化を図る機械の導入やヘルパー等の外部支援組織の活用を推進します。

#### ② 畜産環境対策

畜産農家に適正な家畜の飼養管理や施設管理を実施していただくよう、環境部局と連携しつつ、巡回指導を実施します。適切な堆肥化が図られるよう技術指導も行います。また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努めることとし、周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市と協力し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定します。

### (2) 峡東地域

本地域は、比較的小規模の畜産農家が主体となっている一方、盆地の気候や扇状地等の立地条件を活かしたブドウ、モモ等の果樹を主体として、野菜・花き等の生産性の高い耕種農家が営まれています。

#### ① 堆肥の利用促進

畜産農家に対する適正な家畜の飼養管理や施設管理の指導を進め、堆肥を必要とする耕種農家のニーズ（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、それに対応することで、堆肥の供給を促進します。

また他の地域で生産される堆肥の利用も考慮した広域的な流通を図るため、県全域の情報を畜産部局と耕種部局でやりとりし、市町村、生産団体等とも連携しつつ堆肥の需給のマッチングを進めていきます。

## ② 畜産環境対策

畜産農家に適正な家畜の飼養管理や施設管理を実施していただくよう、環境部局と連携しつつ、巡回指導を実施します。適切な堆肥化が図られるよう、技術指導も行います。また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努めることとします。周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市と協力し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定します。

## (3) 峠南地域

本地域は、養鶏が中心で比較的小規模の畜産農家が主体となっています。耕種農家では、温暖な気候を活かした茶の栽培や、大塚にんじんやあけぼの大豆といった伝統野菜等の少量多品目の生産が行われています。

### ① 堆肥の利用促進

養鶏農家等で利用される飼料用米の作付けに際し、耕種農家で堆肥を利用する等、地域内での利用拡大を図ります。

### ② 畜産環境対策

畜産農家に適正な家畜の飼養管理や施設管理を実施していただくよう、環境部局と連携しつつ、巡回指導を実施します。適切な堆肥化が図られるよう、技術指導も行います。また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努めることとします。周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市と協力し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定します。

## (4) 富士・東部地域

本地域は、富士山の裾野に位置し、自給飼料生産に立脚した本県最大の酪農地域であり、酪農及び肉用牛が大規模に営まれている。

### ① 堆肥の利用促進

酪農では、経営内で生産した堆肥を適切に施肥するとともに、自給飼料の増産に向けた堆肥の活用を推進します。また地域内のバイオセンターを活用した堆肥生産を促進していきます。

一方、耕種農家においては農地面積が少ないとから、市町村や生産者団体と連携し、堆肥の需要が見込まれる地域での利用を推進するための情報提供や堆肥の成分分析や広域流通に適したペレット化、袋詰めを推進します。

### ② エネルギー利用

地域のバイオセンターでのメタン発酵施設を活用したエネルギー利用の推進を図るとともに、消化液を地域での自給飼料生産のための良質液肥として還元します。

### ③ 畜産環境対策

畜産農家に適正な家畜の飼養管理や施設管理を実施していただくよう、環境部局と連携しつつ、巡回指導を実施します。また適切な堆肥化が図られるよう、技術指導も行います。

## 第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

### 1 目標設定の基本的な考え方

処理高度化施設（送風装置を備えた堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）を効果的に活用するため、畜産農家が飼養規模に応じた家畜排せつ物処理施設を整備し、整備後の管理方法も併せて習得して継続的に適切な管理を行うことが基本です。

その上で、県は市町村と協力しつつ、技術指導等の支援体制を整備し、地域の実情に精通した関係者及び関係機関による連携・協力を通じた支援の枠組みを構築していきます。

また、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や悪臭の発生、汚水の漏出等を防ぐため、計画的な補改修や機能強化を推進していくことが重要です。

本県における処理高度化施設については、概ね充足される状況となっています。このため、令和12年度を目標年度とし、地域における家畜排せつ物の需給状況、整備された施設の稼働状況等を踏まえ、処理の集約化や乾燥など処理機能の高度化を図ります。さらに、老朽化した処理施設の修繕等を基本とし、攪拌・通気装置を備えた堆肥舎を主体とした整備を検討することとします。整備にあたっては、低コストなものとなるよう努めます。

表4 処理高度化施設の現状（令和元年） (件)

	堆肥化 施設	堆肥乾燥 施設	堆肥保管 施設	ペレタイ ザー	袋詰め 装置	メタン 発酵施設	焼却 施設
酪農	43	1	1	0	3	1	0
肉用牛	49	1	0	0	1	0	0
豚	21	0	0	0	0	0	0
採卵鶏	18	5	1	0	2	0	0
ブロイラー	10	0	1	0	1	0	1
合計	141	7	3	0	7	1	1

表5 処理高度化施設の目標（令和12年）

(件)

	堆肥化 施設	堆肥乾燥 施設	堆肥保管 施設	ペレタイ ザー	袋詰め 装置	メタン発酵 施設	焼却 施設
酪農	43	1	1	2	4	1	0
肉用牛	49	1	0	0	1	0	0
豚	21	0	0	0	0	0	0
採卵鶏	18	5	1	0	2	0	0
ブロイラー	10	0	1	1	1	0	1
合計	141	7	3	3	8	1	1

資料：家畜保健衛生所調べ

#### (1) 中北地域

当地域では、肉用牛及び養鶏において規模拡大が図られたことから、今後は、家畜排せつ物処理施設の維持や老朽化した施設の計画的な修繕等を推進します。また、酪農において、自給飼料生産に係る堆肥作業を省力化のためにマニュアスプレッダー等の機械導入を優先的に整備することとします。さらに、取り扱い性や流通のしやすさの向上に資するペレタイザーや袋詰め装置の整備を推進します。また悪臭対策として、専門家の助言を参考にしつつ、最適管理手法の導入を推進します。

(表5)

#### (2) 峠東地域

家畜排せつ物処理は個人施設により行われており、今後とも個々の経営規模に応じた施設の整備と管理を支援します。また施設の老朽化による修繕や更新を推進していきます。修繕や更新にあたっては、整備後の管理も含め、普及員等による技術指導支援体制を構築します。さらに、果樹を主体とした当地域では、堆肥需要の増加が今後も見込まれることから、他の地域で生産される堆肥の利用も考慮し、一時貯蔵施設等の整備を推進します。

#### (3) 峠南地域

家畜排せつ物処理は個人施設により行われており、今後とも個々の経営規模に応じた施設の整備と管理を支援します。また施設の老朽化による修繕や更新を推進していきます。修繕や更新にあたっては、整備後の管理も含め、普及員等による技術指導支援体制を構築します。

#### (4) 富士東部地域

本地域では、個人施設の他、共同利用施設（バイオセンター）が整備されており、今後も適正な施設の管理運営と整備を図ります。またさらなる広域流通の促進のため、取扱性や流通のしやすさ向上に資するペレタイザーや袋詰め装置を優先的に整備することとし、整備にあたっては、施設整備が適正なものとなるように、整備後の管理も含め、普及員等による技術指導支援体制を構築します。（表5）

また自給飼料生産のための堆肥の利用を推進するため、マニュアスプレッダー等の機械を導入し作業の省力化を推進していきます。

### 【事例】

農家が搬入した排せつ物をバイオセンターで堆肥化し、富士東部地域以外の耕種農家（主に果樹農家）や県外の耕種農家へブランド堆肥として販売し、堆肥の広域流通を実施している。

## 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

### 1. 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術の開発を促進することが重要です。このため、県畜産酪農技術センターは、国、独立行政法人、大学、民間企業等との連携を図りつつ、これまでの研究成果も踏まえ、以下の課題について、低コストで実用的な技術の開発を推進するよう努めます。

#### (1) 堆肥の利用拡大

肥料取締法の改正を踏まえた新たな肥料や施用方法の開発等

#### (2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術

メタン発酵等によるエネルギー利用が進む中で、エネルギー転換の効率を上げるための発酵技術、発電機等の開発、消化液の水田等での利用促進に向けた運搬技術や適正な散布方法の開発等

#### (3) 臭気低減技術

家畜ふん尿に由来する臭気及び排出水の環境負荷物質を低減するため、他畜種ふん等の混合による堆肥原料の調整や微生物資材等の利用による悪臭低減技術の開発等。

また臭気の発生源（畜舎内、畜舎周辺、堆肥舎、排気口等）ごとに、光触媒、軽石・土壌等を用いた脱臭装置、ミスト噴霧等によるダストの拡散防止法、臭気低減微生物の活用法等臭気低減の各手法を選択し、組み合わせる最適管理手法（Best Management Practices : BMP）の開発等

#### (4) 汚水処理技術

汚水処理施設の管理をより容易にする技術の開発、汚水処理施設の硝酸性窒素等の除去能力を高める技術の開発等

#### (5) 適正な堆肥施用技術

畜産農家圃場の土壤分析状況調査と飼料作物の吸肥特性等に基づく適正な堆肥等の還元基準の策定及び効果的な化学肥料併用施肥技術の確立

## 2 情報提供及び指導に係る体制の整備

本県で、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に接し、容易に習得できるようすることが重要です。そのため、県、市町村や生産者団体が専門家の積極的な活用を図りつつ、適切な指導等を行えるよう、その体制整備を図っていきます。

また、県、市町村等の各段階において、技術等に関する情報の提供、技術研修会やシンポジウムを開催します。

なお、研修等の開催に当たっては、畜産農家の施設や堆肥センターを活用するなど、より現場の実態に即した研修となるよう努めます。

## 第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

### 1 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るために、家畜排せつ物が発生する家畜の飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取組や努力についても、処理施設の整備状況、整備に係る負担、それによる臭気や排水中の硝酸性窒素等の低減効果を含め、消費者や地域住民の理解を深めることが重要です。このために、県（家畜保健衛生所、普及センター）・市町村等の第三者が参加する形で周辺住民と話し合うなどし、良好なコミュニケーションの推進を図ります。

### 2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要です。

このため、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、堆肥が野生動物等により汚染される可能性について、家畜保健衛生所による巡回指導等を活用して、注意喚起を図ります。

また、家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートの検討等に努めることが重要です。